

文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づき公的研究費の適正な運営・管理を行うため、不正行為等が発生するリスクを洗い出し、不正行為等防止に向けて、重点的かつ機動的な監査を実施するための手順を以下のとおり定める。

1 監査対象研究費

文部科学省等から配分される競争的資金及び研究資金等（文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む）

2 監査の実施時期

定期監査は原則として年に1回、6月～8月の間に実施し、そのほかリスクアプローチ監査等を必要に応じて随時実施する。

3 監査対象及び方法

(1) 定期監査

競争的研究費の交付を受けている研究種目の各種申請書、帳簿類の突合せ、実際の購入物品の納品状況及び使用状況の確認、出張、研究補助者等の勤務実態など事実関係の確認等により実施する。

(2) リスクアプローチ監査

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日文部科学省 策定）に例示されている、不正が発生するリスク要因に着目した次のリスクアプローチ監査を実施する。

(ア) 研究者の旅費の一定期間分抽出による出張についての抜き打ちによるヒアリング(目的、内容、交通手段、宿泊場所など) 及び出勤簿との照らし合わせ等

(イ) 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認

(ウ) 予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリング

4 監査項目及び項目ごとの点検事項は、別表のとおりとする。

5 総務課の担当職員及び研究者は、監査員からの要請に基づき、監査のためのデータや帳簿類等を提示するものとする。

6 内部監査委員会は、監査終了後、監査結果をコンプライアンス推進責任者、統括管理責任者を經由して、最高管理責任者へ報告する。

7 顧問会計事務所による監査の際に、内部監査結果報告し意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。

8 統括管理責任者は、監査の結果、是正改善の必要があると認めた場合は、総務課の担当職員及び対象の研究者に対し、その措置を求める。総務課の担当職員及び研究者は、是正改善の措置を求められた場合は、直ちにその措置を講じるとともに、その結果をコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者を經由して、最高管理責任者へ報告する。

9 監査結果の活用

内部監査の結果をコンプライアンス教育で周知し、不正行為等防止を図る。

監査項目及び項目ごとの点検事項

監査項目	点検事項
収支簿及び 証拠書類全般 物品	<p>【定期監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支簿及び証拠書類（支払関係書類）を確認する。（特に、機械処理されていない証拠書類や日付空欄の書類がないか確認する。） ・執行内容が、研究課題・研究目的に合ったものか確認する。 ・事務部門による検収が適正に行われているか確認する。 <p>【リスクアプローチ監査】</p> <p>高額な備品や換金性の高い物品について確認する。</p>
委託契約	<p>【定期監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類（契約書及び支払関係書類）を確認する。 ・納品物（成果品、報告書等）を確認する。 ・仕様書に具体的で詳細な内容が記載されているか確認する。 <p>【リスクアプローチ監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊な役務等についてヒアリングを行い確認する。
出張旅費	<p>【定期監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類（申請書、支払関係書類）を確認する。 ・用務内容が研究目的に沿ったものか確認する。 <p>【リスクアプローチ監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張者等に旅行の事実及び訪問先相手方からの旅費支給（重複受給）の有無等を確認する。
雇用・謝金	<p>【定期監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠書類（雇用契約書、出勤簿、支払関係書類）を確認する。 ・非常勤雇用者の勤務状況について、雇用契約書と出勤簿等を照らし合わせ、確認する。 <p>【リスクアプローチ監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤雇用者又は研究者等にヒアリング（勤務指示者、業務内容、勤務場所、勤務報告書）を行う。
予算執行全般	<p>【定期監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に予算が執行されているか確認する。 ・他の経費と合算使用した場合や、年度繰越した場合の使い方が適切か確認する。 <p>【リスクアプローチ監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行率の悪い場合には、改善を求め、必要に応じて、研究費の繰越し、返還等の指導が行われているか確認する。